

ステージTAnGE OMOSHÉパンフレット広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ステージTAnGE OMOSHÉパンフレット（以下「パンフレット」という。）に掲載する広告の取扱いについて、弘前市有料広告取扱要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(広告の規格及び広告料等)

第2条 広告の規格及び広告料等は、次に定めるところによるものとする。

(1) 広告を掲載する場所の位置は、主に公演内容等の記事下とする。

(2) 広告枠の規格は以下のとおりとする。

ア. 1ページ	天地272.0mm×左右185.0mm	500,000円
イ. 2/5ページ	天地105.8mm×左右185.0mm	200,000円
ウ. 1/5ページ	天地105.8mm×左右 91.0mm	100,000円
エ. 1/10ページ	天地 51.4mm×左右 91.0mm	50,000円

(3) 前号に定める金額は消費税等を含んだ額として取り扱う。

(4) 市長は、掲載内容や申込数、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）が希望する広告枠の大きさ等を理由として、掲載面を中面とせず、裏表紙等に変更する場合がある。その場合、料金の変更は行わない。

(5) 広告はフルカラーとする。

(6) 広告の申込は先着順とし、パンフレットは全4ページを予定している約2ページ分の募集を行うものとする。但し、予定数を大きく超える申し込みがあった場合は、市長はパンフレットのページを追加できるものとする。

(7) 本公演に必要な物品やサービスの提供を受けた場合は、提供された物品・サービスの相当額に相当する広告枠を提供するものとする。

(8) 広告料50,000円に付き、鑑賞券1枚を進呈するものとする。ただし、広告主1人に対し、鑑賞券4枚を上限とする。

(掲載内容の基準)

第3条 次に掲げるものは、広告掲載をしない。

(1) 公序良俗を害するおそれがあるもの。

(2) 前1号に掲げるもののほか、市長が広告を掲載することが不適当と認めるもの。

(広告掲載の募集)

第4条 広告主の募集は、公募によるものとし、募集に際し必要事項を、市ホームページ等に掲載して行うものとする。

(提出書類)

第5条 広告掲載希望者は、広告申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に、その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申込書の作成及び提出に要する一切の諸費用は、申込者の負担とする。

(申込者の資格)

第6条 市税を滞納している者及び事業者は、申込者となることができない。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、第5条第1項の規定による申込書の提出があったときは、広告掲載の可否を決定し、広告掲載可否決定通知書(様式第2号)により当該申込書を提出した申込者に通知するものとする。

(広告掲載原稿の提出)

第8条 広告主は、市長が定めた日までに広告原稿を作成し、電子データで入稿しなければならない。

2 広告主は、広告掲載原稿の作成に当たり、市長と事前に協議を行うものとする。

3 第1項の規定による広告掲載原稿の作成及び提出に要する一切の諸費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載の決定の取消し)

第9条 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当するときには、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により広告掲載の決定を受けたとき。

(2) 市長が別に指定する日までに広告掲載料を納入しないとき。

(3) 市長が別に指定する日までに広告掲載原稿の提出がなかったとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の取消しを決定したときは、広告掲載決定取消し決定通知書(様式第4号)により、広告主に通知するものとする。

3 第1項の規定により広告掲載の決定を取り消した場合は、既に納入した広告掲載料は、返還しないものとする。

(広告掲載の取りやめ)

第10条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取りやめることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取りやめようとするときは、当該公演の14日前までに、広告掲載取りやめ申出書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取りやめた場合は、既に納入した広告掲載料は、返還しないものとする。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、広告掲載の内容に関し、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告掲載及び広告物により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(著作権等)

第12条 広告主は、掲載する広告の内容にイラスト又はロゴマーク等の図形や人物等の肖像を使用する場合は、あらかじめ著作権や肖像権の有無を確認するとともに、著作権料等が発生するときは、当該著作権料等を負担しなければならない。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、令和 8 年 月 日から施行する。

様式第1号

令和 年 月 日

弘前市長 谷川 政人 様

申請者
住所
団体名
代表者氏名
電話番号

印

担当者名

広 告 申 込 書

ステージ TAnGE OMOSHEパンフレット広告について、下記のとおり申し込みます。

記

希望するものに☑をしてください。

- 1 申込広告枠
- ☐ 1ページ 天地272.0mm×左右185.0mm
 - ☐ 2/5ページ 天地105.8mm×左右185.0mm
 - ☐ 1/5ページ 天地105.8mm×左右 91.0mm
 - ☐ 1/10ページ 天地 51.4mm×左右 91.0mm

- 2 支払い方法
- ☐ 金品
 - ☐ 物品（物品名： ）

以上

様式第2号

弘文振収第 号
令和 年 月 日

様

弘前市長 谷川 政人
(公印省略)

広告掲載可否決定通知書

令和 年 月 日付で申込みのありましたステージ TAnGE OMOSHÉパンフレット広告掲載について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 掲 載 可 否

- ☐ 広告掲載者として決定します
☐ 広告掲載者に選定されませんでした

理由

2 広 告 料

金 円(税込)

3 広告料納入期限

令和8年10月20日(火)

以 上

担当：弘前市観光部文化振興課
文化振興係
電話：0172-40-7015(直通)

様式第3号

令和 年 月 日

弘前市長 谷川 政人 様

申請者
住所
団体名
代表者氏名
電話番号

印

担当者名

広 告 掲 載 取 り や め 申 出 書

弘文振収第 号で広告掲載を決定の通知を受けたところですが、下記により広告掲載の取りやめを申し出ます。

記

決定した広告の規格に☑をしてください。

- 1 申込広告枠
- ☐ 1ページ 天地272.0mm×左右185.0mm
 - ☐ 2/5ページ 天地105.8mm×左右185.0mm
 - ☐ 1/5ページ 天地105.8mm×左右 91.0mm
 - ☐ 1/10ページ 天地 51.4mm×左右 91.0mm

2 掲載取りやめを申し出る理由

理由

以上

様式第4号

弘文振発第 号
令和8年 月 日

様

弘前市長 谷川 政人
(公 印 省 略)

広告掲載決定取消し決定通知書

弘文振収第 号で広告掲載の決定を通知したところですが、下記により広告掲載決定を取消すことを通知いたします。

記

1 取消す理由

以 上

担当：弘前市観光部文化振興課
文化振興係
電話：0172-40-7015（直 通）